

[9] 一宮市美容師法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「美容師法」及び「美容師法施行令」において、市は、美容の業を行う場合に講ずべき措置、美容所について講ずべき措置及び美容所以外の場所で業務を行うことができる場合について条例を定めることができるとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
美容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	1 清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。 2 手指のつめを短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。 3 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに替えること。 4 客用の被布は、清潔なものを使用すること。 5 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。 6 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。 7 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。 8 喫煙をし、又は酒気を帯びて美容の作業を行わないこと。 9 美容師法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、1から8に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
美容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	(1) 次に掲げる物を携行すること。 ア 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器 イ 使用済みの器具を安全に納めることができる容器 ウ 消毒薬及び石けん エ 外傷に対する処置に必要な救急薬品等 (2) 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。	愛知県と同じ
美容所について講ずべき衛生措置	1 美容所には、美容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。 2 作業所の床面積は、美容いす2台までは13平方メートル以上とし、美容いす1台を増すごとに3平方メートル以上増すこと。 3 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。 4 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 5 皮膚に接する器具を消毒する設備は、1箇所とすること。	愛知県における5の基準については、消毒する設備を設けることとし、設置場所を1箇所には限定しないこととします。 その他の措置については、愛知県と同じとします。

項目	愛知県	一宮市
美容所以外の 場所で業務を 行うことがで きる場合	1 社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合 2 1 に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合	愛知県における 1 の基準については、次のとおり、社会福祉施設の定義を明確にすることとします。 「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項各号（第 5 号及び第 7 号を除く。）に規定する施設に入所している者に対して美容を行う場合」 また、愛知県の基準に加えて、昨今の災害の頻発化に鑑み、次のとおり追加することとします。 「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合」

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日